

「みなかみ町ふれあい交流館」指定管理者に係るリスク分担表

町と指定管理者で負担するリスク分担については、以下のとおりとする。 規定した事項以外のことが発生した場合など疑義が生じた場合は、双方の協議によるものとする。

種 類	内 容	リスク負担者	
		みなかみ町	指定管理者
法令等変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	上記以外		○
税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	上記以外		○
物価変動	物価変動による経費の増	協議事項	
金利変更	金利変動による経費の増	協議事項	
事業の中止	町の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能 ※不可抗力＝暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動、その他町や指定管理者の責めに帰すことができない自然的または人的な現象	協議事項	
計画変更	事業内容等の変更	○	
	上記以外		○
運営費の変動	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
減免による利用料金収入の減少	減免対象者が拡大された場合	○	
	上記以外の場合		○
周辺地域・住民、利用者への対応	指定管理業務等に対する要望、苦情への対応		○
	上記以外	○	
書類の誤り	管理業務仕様書等町が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設、設備、備品等の損傷、修繕	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの 経年劣化によるもの(大規模なもの) (1件30万円を超えるもの)	協議事項	
	経年劣化によるもの(上記以外のもの) (1件30万円以下の場合)		○
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
広報活動	町広報媒体への掲載(広報みなかみ、HP等)	○	
	その他の広報活動		○
事業終了時の原状復帰	指定管理期間の終了又は期間途中での業務解除の場合における原状復帰等費用		○